



ミニ公募債(住民参加型ミニ市場公募地方債)

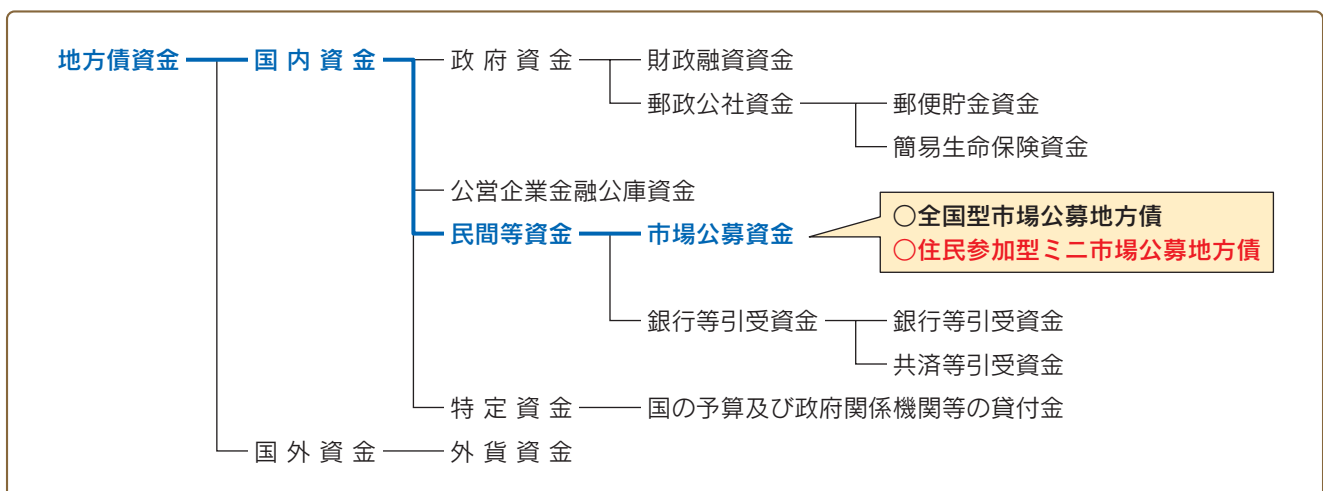
国、地方の政府ともに財政状況の厳しさが続くなかで、地方公共団体による資金調達の充実策として「ミニ公募債(住民参加型ミニ市場公募地方債)」の発行が広がりつつあります。

ミニ公募債とは、国内の民間資金のうち、特に地域の住民などに限定して、公募によって資金を調達する地方債です(図表)。公募に当たっては資金の使い道が明らかにされ、具体的には、住民の生活に密接に関係する公共施設の整備や公共サービス提供のための備品購入に充てられています。これまでの発行状況を見ると、2002年3月に群馬県が「愛県債」を発行したのを皮切りに、2006年3月末までに120の地方公共団体が合計330件、1兆1,049億円を発行しています。愛知・三重県内では、愛知県が「あいち県民債」を2002年9月から計8件で970億円発行したほか、名古屋市が「なごやか市民債」を2003年10月から計3件で90億円、三重県熊野市が「ささゆり熊野市民債」を2004年5月から計2件で6,470万円、それぞれ発行しました。

このように、地方公共団体においてミニ公募債を発行する動きが広がってきている背景として、主に次の2点から、地方公共団体が自己責任で民間資金の調達を行うことが重要になっていることが指摘されます。すなわち、①地方分権、財政投融资改革が進められていることや、②本年4月に地方債協議制度が始まったことがあります。このうち、②については、地方公共団体が起債を行う場合、従来は総務大臣、都道府県知事の許可が必要であったものが、協議を行えば総務大臣、都道府県知事の同意がなくても、地方議会に報告したうえで起債することができるようになりました。

これまでに発行されたミニ公募債については、利率が概ね国債金利を上回っていたこともあり、売れ行きは好調に推移してきた模様です。ただし、地方公共団体では今後、①金利の上昇に伴って利払いのコストが増加することが予想されるほか、②財政状況に応じて地方公共団体ごとに利回りなどの発行条件に格差が生じる可能性もあります。ミニ公募債を含めた地方債の管理を適切に行うとともに、地域の投資家にとって魅力のあるミニ公募債を発行することによって、円滑に資金調達を行うことができるよう、地方公共団体による今後の取り組みが注目されます。 **馬場 基記**

図表 地方債の借入先による分類



(資料) 総務省HP資料を基に三重銀総研作成